

国税徴収法第95条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告し、及び国税徴収法第99条の規定に基づき、見積価額を公告します。

平成26年4月10日

京都市長 門川 大作

- 1 公売（入札）開始日時
平成26年5月8日午前10時30分
- 2 公売（入札）締切日時
平成26年5月8日午前11時00分
- 3 公売及び開札の場所
京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地
京都市中京区役所 4階会議室
- 4 公売の方法
入札
- 5 公売保証金の納付期限
平成26年5月8日午前10時50分
- 6 開札の日時
平成26年5月8日午前11時00分
- 7 売却決定の日時
平成26年5月15日午前11時00分
- 8 売却決定の場所
京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地
京都市中京区役所 4階会議室
- 9 買受代金の納付期限
平成26年5月15日午後3時00分
- 10 買受人の資格その他の要件
国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。
- 11 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。

12 公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

13 その他事項

- (1) 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。
- (2) 公売保証金及び買受代金は、現金又は小切手（銀行又は信用金庫等の振り出した自己宛小切手で、京都手形交換所加盟金融機関を支払人とするもの。）でなければ納付できません。
- (3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し、売却決定を行います。
- (4) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- (5) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
- (6) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担となります。
- (7) 市は公売物件について瑕疵担保責任を負いません。
- (8) 落札された公売物件は、いかなる理由があっても返品できません。
- (9) 物件の詳細を記載した公売広報は、行財政局税務部収納対策課並びに各区役所及び区役所支所の納税課に備え付けています。

公売財産の表示，公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財4

2 見積価額

530,000円

3 公売保証金

60,000円

4 公売財産の表示

土地

所 在 湖南省下田字門脇

地 番 1591番

地 目 雑種地

地 積 856㎡

以上登記簿による表示

5 公売財産の概要

- (1) 公売財産は，JR草津線「三雲」駅から北方へ約6.2km（道路距離）に位置する。
- (2) 公売財産は，北側と東側が幅員約1.7～2.2mの舗装市道（建築基準法上の道路）に，幅約15cmのU字側溝を隔てて概ね等高～約2m高位接面する不整形地であるが，形状及び境界の詳細は不明である。
- (3) 公売財産の地勢は概ね平坦であるが，一部にがけ地（高低差最大約3m）を含んでいる。

6 法的規制，利用状況等

- (1) 大津湖南都市計画区域，第一種住居地域，建蔽率60%，容積率200%
- (2) 公売財産は平成26年2月現在，雑草・雑木が繁茂している。また，公売財産の敷地の一部と思われる場所を第三者が畑として利用しているが，利用に関する権限等は不明である。
- (3) 公売財産の土地には西日本電信電話株式会社が設置する電柱等設備が設置されており，設置者の申立てによると，その使用期間は設備が存続するまでの期間とされて

いるので、移設等にあたっては設置者と協議する必要がある。

7 その他公売条件

- (1) 境界の確定は、隣接地所有者と行ってください。
- (2) 公売財産内の動産等の処理は、所有者等と協議してください。

※ 問合せ先 京都市行財政局税務部収納対策課

TEL (075) 213-5215

(行財政局税務部収納対策課)